

論文の不適切な表現の訂正について

過去の本誌に掲載された以下の2つの論文に適切ではない表現がありました。ここにお詫びし、訂正いたします。

村上宣寛「今までの心理学研究を振り返る」(第10号-1, 2015年, pp. 181-193)

村上宣寛・村上千恵子「MMPI 日本版の不幸な歴史」(第13号-1, 2018年, pp. 109-128)

【 訂正箇所 】

「今までの心理学研究を振り返る」(2015)

P.187 「MMPI-1/MINI/MINI-124」左1段落2行目

翻訳が酷く → 翻訳に誤りが多く

同6行目

著作権は消滅していた。

→著作権は消滅していたと考えた。

「MMPI 日本版の不幸な歴史」(2018)

P.109 「概要」2行目

旧版の翻訳は悪く → 旧版の翻訳の多くに誤りがあり

同4行目

MMPIの著作権を1982年に取得した。→MMPIの出版権を1982年に取得した。

同10-11行目

三京房はこれを無視してMMPIの商標登録を → 三京房はMMPIの商標登録を

同12-13行目

三京房の訴えは、著作権の侵害の要件を満たしておらず、MMPIの商標も虚偽の書類に基づいていた。

→ 三京房の訴えは、著作権の侵害の要件を満たしておらず、MMPIの商標も商標法第3条に違反して登録されていた。

同14-15行目

誤訳が多く、翻訳の質が旧版に劣らず問題があった。→ 誤訳が多く、問題があった。

P.111 左(三京房旧版の成立) 12-13行目

研究者の間で賛同を得ることが出来ず、その後も異なる翻訳版が出続けた。

→ 研究者の間で賛同を得ることが出来なかったと思われ、その後も異なる翻訳版が出続けた。

同右(MMPI-1/MINIの登場) 2行目

使用に耐えない → 使用に適さない

同右(MMPI-1/MINIの登場) 14行目

ブッチャの手紙の一部を翻訳しておく。

→ ブッチャ(彼自身は出版会との間を仲介してくれただけで、出版について権限を持っていない)の手紙の一部を翻訳しておく。

P.115 左(三京房と筑摩書房の裁判：商標登録) 18-19行目

すなわち、虚偽の書類である。MMPIの商標は取り消しになるだろう。

→ 商標法第3条は、広く流布している一般的な名称を、通常の手体で商標登録することを禁じている。したがって、MMPIの商標は取り消しになるだろう。

同右（翻訳例の比較）6-7行目

翻訳者の英語力に問題があったと思われる。→削除

同右（翻訳例の比較）15-17行目

原文を見て翻訳を作成したのは、多田くらいで、田中や三京房新版の著者達はだれ一人、原文に戻って翻訳を検討したとは思えない。

→ 原文に沿って翻訳を作成したと言えるのは、翻訳者9名のうち多田（1960）のみである。

P.123（413について）4-5行目

原文を読んでいないのだろう。→削除

P.124（447について）6行目

原文を見ないで修正したのであろう。→削除

P.126（500について）6行目

原文を読まなかったのだろう。→削除